

## ○ 高山市市街地景観保存条例

昭和47年9月30日

条例第17条

### (目的)

第1条 この条例は、高山市環境基本条例（平成6年高山市条例第32号）第4条の規定に基づき、郷土の重要な歴史的、文化的資産としての市街地景観の保存に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「市街地景観」とは、本市の歴史上意義を有する建造物等が周囲の自然的環境と調和をなして本市における伝統と文化を具現し、及び形成している状況をいう。

### (保存区域の指定)

第3条 市長は、市街地景観を保存するため必要な区域を市街地景観保存区域（以下「保存区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、保存区域の指定をしようとするときは、区域住民の意見を聞かなければならない。

3 市長は、保存区域の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。保存区域の指定を解除し、又は変更したときも、また同様とする。

### (保存計画)

第4条 市長は、保存区域を指定したときは、市街地景観保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

### (保存区域内における行為の届出)

第5条 保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為で市の規則で定めるもの及び災害のため必要な応急措置として行なう行為については、その限りでない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築及び撤去

(2) 宅地の造成、その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 建築物その他の工作物の色彩の変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、市街地景観の保存に影響を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(損失の補償)

第6条 市は、前条第2項の助言、指導又は勧告に従ったことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償の額及び方法については、市長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

(経費の補助)

第7条 市は、保存区域内における建築物その他の工作物の保存管理に要する経費につき、その一部を補助することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

付 則

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。